

阪神高速道路(株) 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

2020年5月12日策定

2020年5月14日改定

2020年5月21日改定

2021年1月12日改定

阪神高速道路株式会社

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更））をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大状況等に応じて適宜実施するものとし、今後の基本的対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や専門家の知見、関係する地方公共団体等の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

阪神高速道路は、社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者であることから、最低限の事業継続を行うべく以下の取り組みを実施する。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人々が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件といった、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる状況を避ける。
- ②一人ひとりの基本的対策としての、身体的距離（できるだけ2m（最低1m））の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとする、「新しい生活様式」の実践を行う。

3. 会社が管理・運営する施設における感染症対策

(1) 料金所における対策

- ・出勤前に体温や症状の有無を確認させ、体調不良が見られるスタッフは自宅待機とする。また、営業所到着時にも同様の確認を実施し、体調不良が見られるスタッフは直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・勤務中に体調不良が見られるスタッフは直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・体調不良が見られ自宅待機となったスタッフは、毎日、健康状態を確認した上で、出社判断を行う際には、学会の指針などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・出社時は、朝礼は実施せず、連絡事項はメモによる伝達とし、配置料金所ごとにスタッフが集合次第出発するなど、大人数が一度に集まらないようにする。
- ・スタッフに対し、手洗い、うがいを徹底するとともに、手指消毒液を配置する。
- ・勤務中のマスクの着用を徹底する。
- ・備品その他機器類、トイレ、ドアノブなどの共有設備の消毒を定期的に行う。
- ・料金所内への部外者の立ち入りは原則行わない。
- ・感染者が発生した場合は、保健所と相談の上、速やかに濃厚接触者を特定し、自宅待機とする。
- ・濃厚接触者となったスタッフについては、原則として最後に接触した日の翌日から2週間経過観察を行い、勤務を見合わせる。
- ・感染者が勤務した料金所等については、建屋、設備等の消毒を徹底して行う。
- ・関係機関へ迅速に報告し、ホームページ等へも正確な情報を発信する。
- ・感染者が発生し、料金所運用に必要な人員の確保が困難となる場合は、ETCレーンの無線走行車のみに限定した運用とし、料金所機能確保に努める。なお、料金所レーン運用変更にあたっては、国や警察等関係機関と必要事項について連携した上で実施する。

(2) パーキングエリアにおける対策

- ・パーキングエリアスタッフに対し、出勤前に体温や症状の有無を確認させ、体調不良が見られるパーキングエリアスタッフは自宅待機とする。
- ・勤務中に体調不良が見られるパーキングエリアスタッフは、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。

- ・パーキングエリアスタッフのスプリット勤務による業務継続体制を構築する。
- ・交代勤務時の引継事項は、できる限りメモによる伝達とし、パーキングエリアスタッフ同士の接触を極力避けるようにする。
- ・パーキングエリアスタッフに対し、手洗い、うがいを徹底するとともに、手指消毒液を配置する。
- ・パーキングエリアスタッフに対し、勤務中のマスクの着用等咳エチケットを徹底する。
- ・清掃スタッフは、ゴム手袋着用を徹底する。
- ・トイレのドアノブや無料休憩施設のテーブルなど、不特定多数が触れる共用設備については、定期的に消毒を行う。
- ・トイレのジェットタオル及び屋内喫煙所は、使用を停止する。
- ・有人パーキングエリアにおいてレジ等での金銭の授受はコイントレーを活用するとともに、電子決済を薦める。
- ・レストラン等での商品受け渡し時において、大声での発声を禁止するとともに、BGM や機械の効果音等を最小限にし、大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・レストラン等に対して、状況に応じて営業時間変更等の自粛要請を行う。
- ・パーキングエリアで行う各種イベント開催については、状況に応じて自粛するものとする。
他団体による開催・共催の場合は、開催の見直しを要請するものとする（但し、自治体が行う感染防止対策イベントに対しては、必要な感染予防対策を講じた上で協力を行う）。
- ・レストランや無料休憩所の椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合は、パーテーションの設置や対面で座れないように努める。
また、状況に応じて入場制限を行う。
- ・レストラン、無料休憩所及びトイレについて、定期的な換気を行い、冬期には適度な保湿に努める。
- ・パーキングエリアをご利用されるお客さまに、感染防止対策の重要性をご理解していただくため、ポスター、デジタルサイネージ、館内放送などで、広報を行う。
- ・有人パーキングエリアをお客さまに安心してご利用していただくために、手指消毒液を配置する。

- ・ 有人パーキングエリアにおいて、飛沫感染防止のため、透明ビニールカーテン等を設置して、接客を行う。
- ・ 体調不良のお客さまを認知した場合、状況を確認の上、緊急連絡網により関係部署へ連絡し、速やかに対応する。
- ・ パーキングエリアスタッフに感染が確認された場合、保健所の指導に基づいた当該パーキングエリアの閉鎖及び消毒作業を実施する。
- ・ 関係機関へ迅速に報告し、ホームページ等へも正確な情報を発信する。

(3) 社屋における対策

①健康管理

- ・ 定期的に社員等の健康状態の把握に努める。
- ・ 体調不良が見られるときは、会社への出勤を見合わせさせるとともに、外出を控えるよう呼びかける。
- ・ 勤務中に体調不良が生じた場合は、無理をせず帰宅を促す。
- ・ 体調不良で自宅療養中の社員等は、毎日、健康状態を確認し、感染が疑われる症状に該当した場合は、社員等が居住する自治体の「帰国者・接触者相談センター」や医療機関へ相談し、PCR検査の実施を指示されたときは、会社へ報告する。
- ・ 感染者が発生した場合は、自治体(保健所)からの指示に従い、当該社員等との濃厚接触者に受診協力を求めるとともに自宅待機（該当社員等と最後に接触した日の翌日から2週間）を命じる等の措置を行う。

②通勤

- ・ 出社勤務の場合は、時差出勤を原則とする。

③勤務

- ・ 課単位で複数チームに分かれ、出社勤務と在宅勤務の交代制で勤務するスプリットチーム制を実施する。
- ・ 会議、出張、イベント等については、可能な限り延期または中止する。
- ・ 会議はテレビ会議、メール、電話等の手段を積極的に活用する。
- ・ 会議等行う場合においては、1)出席者は必要最小限の人数とし、2)席の間隔を空け、3)ドアを開放するなど換気に留意し、4)会議は短時間で終了させる等の感染拡大防止対策を行う。
- ・ サテライトオフィスを積極的に活用する。
- ・ 社員等に対し、出勤時、外出から戻る際、執務室に入る前に、丁寧な手

洗いを行うよう要請する。

- ・社員等に対し、打合せおよび接客時のマスク着用を奨励し、大声を出さないよう呼びかける。また必要に応じてマスク等の設置を行う。
- ・公共交通機関、エレベーターなどの狭い場所での私語を控えるよう呼びかける。

④休憩・休息

- ・食前、食後の手洗いを徹底する。
- ・食堂利用時は混雑緩和のためピーク時を避けての利用を呼びかける。
- ・グループで食事をする時は、対面で座るのではなく、できるだけ斜めや横並びに座るよう呼びかける。

⑤設備・器具

- ・執務室のドアノブを定期的に消毒する。
- ・機械換気による常時換気を実施する。機械換気が設置されていない場合は適温の範囲で、常時窓を開放するなど適切に換気を行う。
- ・感染者が発生した場合は、該当社員等の職場範囲等を消毒する。
- ・適度な保湿（湿度40%以上）に留意する。

⑥部外者の立ち入り

- ・来客者が社屋に立ち入る際に、アルコール消毒剤で手指消毒に協力いただくよう依頼する。

⑦社員等の意識向上

- ・丁寧な手洗い、咳エチケットを徹底する。
- ・十分な睡眠と、栄養バランスを考えた食事を取り、体調に留意するよう呼びかける。
- ・不要不急の移動の自粛について社員等に協力を依頼する。
- ・2020年4月22日及び5月4日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等により示された、「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・2020年10月23日に新型コロナウイルス感染症分科会から提言された、「感染リスクが高まる『5つの場面』」や「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を周知するなどの取組を行う。

4. 工事等受注者の感染防止対策

- ・ 契約相手方と協議のうえ工事及び業務（以下「工事等」という。）の一時中止措置を実施する。
- ・ 工事等の調達手続において国土交通省通知文書に準じ、契約手続きの取り組み（入札公告からの期限確保、対面ヒアリングの省略など）を実施する。

5. 阪神高速道路のお客さまに対する感染拡大防止の協力の呼びかけ

- ・ 国土交通省、大阪府及び兵庫県知事等の要請を踏まえ、警察等関係機関と連携し、道路情報板への掲出、パーキングエリアにおけるポスターやデジタルサイネージによる掲示、ラジオ、ホームページ、SNS及び路側ラジオによる発信を通して、「不要不急の移動自粛」などの感染拡大防止に関する呼びかけを実施する。
- ・ パーキングエリアにおいて、テレワークや時差出勤の活用、手洗いや咳エチケット等感染症対策の呼びかけを実施する。

(以 上)